

無効審判請求時の新規性喪失例外手続
～審判時における意に反する公知の主張タイミング～
中国特許判例紹介(136)

2026年3月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において発明内容を出願前に特定の技術会議で公表した場合、または、他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合、新規性喪失の例外適用手続を受けることができる（専利法第24条）。

本事件では無審査で登録された外観設計特許に対する無効宣告請求において出願前に、出願人の意に反して公開された SNS 動画が証拠として提出され、新規性喪失例外を要求する声明の提出期限が争点となった。

最高人民法院は、少なくとも無効審判に対する意見陳述書提出日から2か月以内に声明を提出すべきであり、特許を無効と判断した審決¹及び第1審判決²を維持した³。

2. 背景

(1)特許の内容

特許権者は、振動マッサージガンと称する外観設計特許を所有している。本特許の出願日は、2018年7月27日、優先日は2018年2月22日、登録日は2019年3月1日である。

(2)訴訟の経緯

本外観設計に対し、無効審判請求人は知識産権局に無効審判を請求した。無効審判請求人は、証拠として優先日前の2018年2月12日 NBA の試合会場にて選手が本特許の振動マッサージガンを使用している動画を提出した。

3.最高人民法院での争点

争点：無効審判手続きにおいて意に反して公知となった場合の新規性喪失例外主張のタイミングはいつか

¹ 国家知識産権局 2020年5月19日決定第44539号

² 北京知識産権法院 2022年12月26日判決（2021）京73行初12045号

³ 最高人民法院 2024年12月21日判決（2023）最高法知行終490号

4. 最高人民法院の判断

判断：審判中に知った日から2か月以内に声明を提出しなければならない

本案二審の争点は、(一) 特許申請人または特許権者が提出する新規性喪失例外手続期限を如何に確定するか、及び、(二) 特許権者が提出した手続が期限を超えているか否かである。

(一) 特許申請人または特許権者が提出する新規性喪失例外手続期限を如何に確定するかについて

専利法第 24 条第 4 項は以下の通り規定している。

第 24 条第 4 項

特許出願する発明創造は、出願日より前の 6 か月以内に、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、新規性を喪失しないものとする。

...

(4) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合。

実施細則第 33 条第 4 項及び第 5 項は以下の通り規定している。

第 33 条

...

特許出願を行う発明創造には専利法第 24 条第(1)号又は第(4)号に掲げる事情があった場合、国务院特許行政部門は必要に応じて、出願人に所定期間内に証明書類を提出するよう要請することができる。

出願人が本条第 3 項の規定に基づいて意思表示及び証明書類の提出を行わなかったか、又は本条第 4 項の規定に基づいて所定期間内に証明書類を提出しなかった場合、その出願に専利法第 24 条の規定は適用されない。

上述の法律法規は必ずしも明確に、特許申請人または特許権者が、他人が同意を経ずに発明創造内容を漏らした場合に、新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出する期限について規定していない。これに対し、審査指南第 1 部分第 1 章 6.3.3 は以下の通り規定している。

6.3.3

特許を出願する発明創造について、出願日以前の 6 ヶ月以内に、他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らしたことを、出願人が出願日以前に知っているならば、特許出願時に願書で声明し、出願日より 2 ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に知っている場合は、当該事情を知った後の 2 ヶ月以内に新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出し、証明資料を添付しなければならない。審査

官は必要であると判断した際に、指定された期限以内に証明資料を提出するよう、出願人に要求して良いとする。

出願人が提出する他人による出願内容の漏洩に関する証明資料には、漏洩日、漏洩方法、漏洩内容を記載し、証明人が署名又は捺印しなければならない。

上述の期限を超えた場合、専利法第 24 条の新規性喪失例外規定は適用されない。特許権者は、上述の期限規定は《特許審査指南》の“方式審査”部分であり、無効宣告請求の審理手続には適用されないと主張している。これに対し最高人民法院は以下の通り判断した。

最初に、特許申請人または特許権者に対し、新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明の提出期限を 2 か月としている目的は、特許申請人または特許権者に新規性の猶予期間の権利を主張しつつ、適時に必要な声明義務を履行するよう促し、特許申請人及び特許権者が、発明創造により享有する合法的権利を保障するだけでなく、社会公衆に安定した期待を提供することにある。該制度設計の目的は、特許申請または特許の審理段階で異なる点はない。

その次に、《特許審査指南》における提出期限に関する規定は、申請日のみを基準としており、必ずしも権利付与手続における“方式審査”手続だけに適用を限定するものではない。特許権者が特許取得後に他人が同意を経ずに発明創造内容を漏らしたことを知った場合、該規定中の“申請日以降に知った”の状況に同様に該当する。

最後に、専利法実施細則第 65 条の規定に基づけば、特許権を付与された発明創造が新規性を有さないことは無効宣告請求の理由に属し、新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を受け取るか否かは、現有技術または現有設計の確定及び発明創造が新規性を有するか否かの認定に直接関係し、法律法規及び《特許審査指南》に、無効宣告請求審理手続中に特許権者が新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出する期限に対し、相反する規定が必ずしも存在しない状況下、《特許審査指南》中の前述の規定が適用されるべきである。

(二) 特許権者が提出した声明が期限をすでに超えているか否か

特許権者は上訴で以下の通り主張した。他人が同意を経ずに本特許の内容を漏らしたことを知っている、または知っているべきだったとする時点は、44539 号の無効決定書を受領した日と認定すべきであり、その前に特許権者が、証拠 1.2 は専利法意義上の公開には至らないとする合理的理由があると主張した。これに対し、最高人民法院は以下の通り判断した。

“知っている、または知っているべきだった”とは、客観的事実の発生に対する主観的な認識を指し、客観的事実により生じた法的結果に対して知ったことを指すものではない。特許申請人または特許権者が、新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出する期限の起算点は、他人が同意を経ずに発明創造内容を漏らしたというこの客観的事実を主観上知っているまたは知っているべきであった時点であり、該客観的事実を、国务院特許行政部門または人民法院により、専利法意義上の公開を構成すると認定されたことを知った時点ではないというべきである。

本案において、国家知識産権局は2019年10月16日、無効審判請求人の補充意見及び証拠1.2を特許権者に転送し、特許権者は2019年11月18日、国家知識産権局に意見陳述書を提出し、無効宣告請求に対し応答した。このことから、特許権者は少なくとも2019年11月18日には既に明確にそのマッサージガン製品がNBA公開試合会場において、使用されかつ放送されたことを知っており、また既に無効証拠1.2中に記載の微博の内容も知っていたことがわかる。

特許権者は、NBAの試合会場での使用行為は他人が同意を経ることなく本特許内容を公開したことに属し、かつ新規性を喪失しないことの例外の要求を主張しており、少なくとも2019年11月18日の起算日から2か月以内に要求する必要がある。特許権者は2020年7月に新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出しており、既に上述の期限を超えている。国家知識産権局及び一審の判断は必ずしも不当ではない。

5. 結論

最高人民法院は、新規性喪失例外手続が適時になされず新規性欠如を理由に無効と判断した審決及び第一審判決を維持した。

6. コメント

無効審判において、意に反して公知となった場合の新規性喪失例外手続期限が争点となった。専利法、実施細則及び審査指南のいずれにも明確な規定が存在しなかったが、最高人民法院は、審査段階において知った日から2か月以内とする規定を援用し、遅くとも答弁書提出日から2か月以内には声明を提出すべきと判示した。特に実用新型及び外観設計は無審査で登録されるため、登録後の無効審判において新規性喪失例外手続が必要となる可能性がある。その際は本事件で判示された期限内に手続きを行うことが必要である。

判決日 2024年12月21日

以上